

亀山市告示第167号

亀山市キャッシュレス決済機器導入支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年7月12日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市キャッシュレス決済機器導入支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、クレジットカード決済、二次元コード決済その他の現金を使用しない電子的な決済を行うための端末及びその附属品（以下「キャッシュレス決済機器」という。）を導入する事業者に対し、亀山市キャッシュレス決済機器導入支援補助金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、市内事業者のデジタル化の推進を図ることを目的とする。

(補助金の名称)

第2条 この告示により交付する補助金は、亀山市キャッシュレス決済機器導入支援補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和4年7月1日以前から市内に事業所を有し、かつ、市内において事業活動を営む事業者であって、引き続き、市内で事業活動の継続を行う意思があるものとする。ただし、次のいずれかに該当するものは、交付対象者としなない。

- (1) 代表者、役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員等が亀山市暴力団排除条例（平成23年亀山市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者であり、又はこれらの者が直接的若しくは間接的に経営に関与している事業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに係る接客業務受託営業を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体又は業として宗教上の行為を行う事業者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が交付対象者として適切でないとする者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、キャッシュレス決済機器の購入に要する経費その他市長が必要と認める経費とする。ただし、令和4年7月15日から令和5年2月28日までの間に購入したものに限り、

2 前項の規定にかかわらず、国又は他の地方公共団体から交付された補助金等の交付の対象となった経費は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1の事業者につき補助対象経費を合計した額の2分の1に相当する額とし、50,000円を限度とする。

2 前項の規定により補助金の額を計算する場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年3月10日までに、亀山市キャッシュレス決済機器導入支援補助金交付申請（請求）書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 振込口座と口座名義人が分かる通帳等の写し

(3) 補助対象経費の支払が確認できる書類の写し

(4) 経費算出根拠明細書（様式第3号）

(5) 市内に事業所を有し、市内で事業活動を行っていることが分かる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、申請者が指定する口座に補助金を振り込むものとする。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

亀山市キャッシュレス決済機器導入支援補助金交付申請（請求）書

年 月 日

亀山市長 宛

申請者
所在地（住所）

事業所名（屋号）

代表者役職・氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号

亀山市キャッシュレス決済機器導入支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、亀山市キャッシュレス決済機器導入支援補助金の交付を受けたいので申請（請求）します。

- 1 補助金交付申請額（5万円を限度として、補助対象経費を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

金 _____ 円也

2 補助金振込先

ゆうちょ銀行	通帳記号	
	通帳番号	
ゆうちょ銀行以外	金融機関名	
	支店名	
	種別	1. 普通 2. 当座
	口座番号	
口座名義（フリガナ）		
口座名義		

3 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 振込口座と口座名義人が分かる通帳等の写し
- (3) 補助対象経費の支払が確認できる書類の写し
- (4) 経費算出根拠明細書（様式第3号）
- (5) 市内で事業活動を行っていることが分かる書類

誓約書

年 月 日

亀山市長 宛

申請者

所在地（住所）

事業所名（屋号）

代表者役職・氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

亀山市キャッシュレス決済機器導入支援補助金の交付を申請するに当たり、次のとおり誓約します。

次の誓約内容を確認し、「はい」又は「いいえ」のいずれかに○をつけてください。

- 申請の要件を満たしています。また、虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じます。

はい ・ いいえ

- 亀山市から検査、報告及び是正の措置の求めがあった場合は、これに応じます。

はい ・ いいえ

- 業種に係る営業に必要な許可を全て有しています。

はい ・ いいえ

- 国又は他の地方公共団体の補助の申請の対象となった物品を購入する費用については、補助対象経費に含んでいません。

はい ・ いいえ

- 補助対象経費に含まれる物品について、譲渡及び転売を行いません。

はい ・ いいえ

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項及び第31条の6に基づく要請がある場合は、これに応じます。

はい ・ いいえ

- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等は、亀山市暴力団排除条例（平成23年亀山市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有していません。また、これらの者が直接的又は間接的に経営に参与していません。

はい ・ いいえ

- 政治活動又は宗教活動を目的とする活動は、行っていません。

はい ・ いいえ

年 月 日

亀山市長 宛

申請者

所在地(住所)

事業所名(屋号)

代表者役職・氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号

No.	購入日	購入品目	単価(税込)	数量	補助対象経費(税込)
1					円
2					円
3					円
4					円
5					円
6					円
7					円
8					円
9					円
10					円
11					円
12					円
合計金額					円
交付申請額(合計金額×1/2)※最大5万円、1,000円未満切捨て					円

※単価、補助対象経費については、税込で記載してください。